

街づくり推進団体助成 申請から精算までの流れ

詳しい手続や必要書類は、事前に地区担当課へ御相談ください。

1

事前相談

団体から地区担当課へ早めに相談します。
申請書案、活動内容、助成額、予算等を確認します。

2

交付申請

申請書、収支予算書、団体の規約・名簿等を地区担当課へ提出します。

3

内容審査

地区担当課が活動内容、助成額、要綱・要領との整合の審査等を行います。

4

交付決定・交付対象活動の開始

交付決定通知を受けた後に活動を開始します。

5

助成金の請求・交付

交付請求書を提出します。
市は請求内容を審査し、助成金を交付します。

6

実績報告・額確定・精算

活動終了後、実績報告書、収支決算書、領収書等を提出します。
市が助成金額を確定し、交付済額が確定額を超える場合は、その差額を返還します。

【注意】

申請から交付決定には一定の期間を要します。余裕をもって事前相談を行ってください。
また、活動の開始後、活動に変更が生じる場合も、事前に地区担当課へ御相談ください。